

# 議案参考資料

[令和5年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

子育て支援課 子ども施設係

## 議案名

議案第12号 桐生市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」等の一部改正に伴い、送迎自動車の安全対策、事業の安全計画の策定に関する規定の追加その他所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

市町村が従うべき基準等を定めた厚生労働省令が改正されたため、次のとおり条例を改めるものです。

- (1)家庭的保育事業所等における送迎用自動車を運行する際の利用乳幼児の所在の確認及び送迎用自動車への安全装置設置を義務付け
- (2)利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業者に対して安全計画策定を義務付け
- (3)民法の改正(※)を受けて、省令から施設長の入所者に対する懲戒の権限についての条項が削除されたため、条例も同様に権限行使についての条項を削除するもの

※ 親権者の子に対する懲戒権の規定を削除する改正

(施行期日：令和5年4月1日)

## 背景・経過

児童福祉施設における、送迎バスでの事故や、虐待事例の発生を受け、施設側への指導強化を図るための規定や、再発防止に向けた安全計画の義務付けなどが関係法令に明文化されました。

また、民法改正を受け、省令から懲戒権に関する規定が削除されたため、条例についても同様の改正をするものです。